\bigcirc 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百四十号)

協同組織中央金融機関等」、「実施計画」又は「協定」とは、それ「話受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「「経営強化計画」、「協定銀行」、「株式交換完全親株式会社」、「経営強化計画」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関立完全親会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関	、「子会社等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「株式移転設「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」第一条 この政令において、「金融機関等」、「銀行持株会社等」、	(定義) 第七章 (略)	第六章 金融機能強化審査会(第三十四条の二・第三十五条)	第一章~第四章の二 (略)目次	改正案
協同組織中央金融機関等」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の「能受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「「、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「信託受益権等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「経営強化計画」、「協定銀行」、「株式交換完全親株式会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関立完全親会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関	、「子会社等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「株式移転設「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」第一条 この政令において、「金融機関等」、「銀行持株会社等」、	(定義) 第七章 (略)	第六章 金融機能強化審査会(第三十五条)第五章 預金保険機構の業務の特例等(第三十一条—第三十四条)	第一章~第四章の二 (略)目次	現行

費貸借、 組織中央金融機関等、 子会社、 織再編成金融機関等、 協定銀行、株式交換完全親株式会社、 第三十四条の十第一項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等 いう。)第二条第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項ま ぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「法」と 十四条第一項、第十五条第一項、 銀行持株会社等、 項、 第四条第一項、第五条第一項第十号、第十条第二項第二号、 協同組織中央金融機関、 子会社等、 信託受益権等、 第二十五条第一項、 銀行等、 株式等、 組織再編成銀行持株会社等、 実施計画又は協定をいう。 取得優先出資等、 第二十七条第二項、 株式等の引受け等、 金融組織再編成、 協同組織金融機関、 第三項若しくは第四項、第十六条 合併等、 経営強化指導計画、 特定組織再編成、 株式移転設立完全親 第三十四条の二、 劣後特約付金銭消 経営強化計画 対象組織再編成 協同 組 第

第四章の三 金融機関等の に関する特別措置 経営基盤の強化のための措置の実施

(実施計画 0 記載事項)

る事項は、 三十条の五 実施計画の実施に伴う労務に関する事項とする。 法第一 三十四条の 十第 一項第八号に規定する政令で定

(新設)

寒施計画 0 認定の要件

第三十条の六 法第三十四条の 十第三項第九号 (法第三十四条の十一

(新設

株会社等、 併等、 編成、 項、 第一 受け等、 金融機関、経営強化計画、 第十五条第一項、 強化のための特別措置に関する法律 五条第一項、 項に規定する金融機関等、 経営強化指導計画 第五条第一項第十号、第十条第二項第二号、第十四条第一項、 項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一 特定組織再編成、 株式移転設立完全親会社、 劣後特約付金銭消費貸借、 対象組織再編成子会社、 第二十七条第二項、 第三項若しくは第四項、第十六条第一項、 協同組織中央金融機関等又は協定をいう。 組 協定銀行、 織再編成金融機関等、 銀行持株会社等、 第三十四条の二又は第三十五条第 協同組織中央金融機関、 子会社等、 信託受益権等、 (以下「法」という。) 第二条 株式交換完全親株式会社、 株式等、 銀行等、 組織再編成銀行持 取得優先出資等 株式等の引 金融組織 協同 組 合 再 織

(新設)

件は、 あることとする。 申請金融機関等 にあっては、 一項において準用する場合を含む。 一号において同じ。 申 請金融機関等 同条第一 (法第三十四条の十一 項の認定の申請をした金融機関等)をいう。 (法第三十四条の十第二項第一号に規定する が 次の各号のいずれにも該当するもので)に規定する政令で定める要 第二項において準用する場合

項の認定を取り消された金融機関等でないこと。
- 法第三十四条の十三第一項の規定により法第三十四条の十第三

る措置を講ずると認められること。 請金融機関等の利用者の保護に資するものとして主務省令で定め 第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供その他の当該申 の当該申請金融機関等の利用者に対する法第三十四条の十第二項

る金額の限度額)
(法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができ

額は、次の各号に掲げる金額のいずれか低い金額とする。 第三十二条の二 法第四十三条の二第三項に規定する政令で定める金

金に相当する金額当該事業年度における法第四十三条の二第一項に規定する積立

ける法第四十三条の二第一項に規定する積立金に相当する金額か充てた金額の合計額を令和三年三月三十一日を含む事業年度にお五項の規定により法第三十五条第三項の規定による業務の財源に当該事業年度以前の各事業年度において法第三十四条の十五第

(新設)

ら控除した金額

(金融機能強化業務の終了の日)

各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。 第三十四条 法第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、次の は

第六章 金融機能強化審査会

(事務が終了する日)

次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする第三十四条の二 法第四十八条第一項に規定する政令で定める日は、

消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその株式取得、協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の

(金融機能強化業務の終了の日)

第六章 金融機能強化審査会

(新設)

定銀行の事業年度の終了の日

定実施計画をいう。)の実施期間の終了の日 全ての認定実施計画(法第三十四条の十一第一項に規定する認

(委員の数の上限)

| 人とする。 | 人とする。 | 法第四十九条第一項に規定する政令で定める人数は、六

(都道府県知事への通知

第三十六条 受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都 道府県知事にその旨を通知しなければならない。 て次に掲げる経営強化計画、 えない区域を地区とするものに限る。 庁長官)及び厚生労働大臣は、 項に規定する特別経営強化計画若しくは資料の提出又は報告を 内閣総理大臣 (第二号から第八号までにあっては、 経営計画、 労働金庫 次項において同じ。)につい 実施計画、 (一の都道府県の区域を越 法附則第十六条 金融

の規定による特定震災特例経営強化計画の提出 十第一項の規定による実施計画の提出又は法附則第十一条第二項十七条第一項の規定による経営強化計画の提出、法第三十四条の一 法第四条第一項、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第二

(事務が終了する日)

、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業を、その処分に係る対価を受領し、又はその株式取得、消却、償還銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につ第三十五条 法第四十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定

(都道府県知事への通知)

年度の終了の日から六月を経過した日とする。

定さい 定する特別経営強化計画若しくは資料の提出又は報告を受けたとき 定する特別経営強化計画若しくは資料の提出又は報告を受けたとき 定する特別経営強化計画、経営計画、法附則第十六条第一項に規 で次に掲げる経営強化計画、経営計画、法附則第十六条第一項に規 で表記が で表記が のでは でかいとは、労働金庫(一の都道府県の区域を越 第三十六条 内閣総理大臣(第二号から第六号までにあっては、金融

項の規定による特別経営強化計画の提出
の規定による特定震災特例経営強化計画又は法附則第十六条第一の規定による特定震災特例経営強化計画、法附則第十一条第二項
法第四条第一項、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第二

する場合を含む。)若しくは第三十条第一項の規定による変更後 の経営強化計画の提出又は法第三十四条の十一第一項の規定によ 含む。)、第十九条第一項 法第九条第一項 (法第二十四条第十一項において準用

る変更後の実施計画の提出

三 (略)

四条第十一項において準用する場合を含む。)及び第二十四条第 を含む。)、第二十一条第一項 三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。 又は第三十四条の十二の規定による報告又は資料の提出 法第十一条第一項 一項において準用する場合を含む。)、第三十二条 (法第十四条第十一項において準用する場合 (法第二十二条第四項 (法第三十 (法第二十

五・六 (略)

定による報告 を含む。 法第三十四条の十五第)又は附則第十八条第二項若しくは第十九条第二項の規 項 (同条第六項において準用する場合

げる処分をしたときは、 轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。 内閣総理大臣 は法附則第十七条第一項の規定による資本整理等実施要綱の提出 法附則第十六条第 金融庁長官)及び厚生労働大臣は、 (第二号から第四号まで、 当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管 項の規定による特別経営強化計 第六号及び第八号にあっ 労働金庫について次に掲 画の 提出又

(法第十四条第十一項において準用する場合を

三 (略)

営強化計画の提出 する場合を含む。) 含む。)、第十九条第一項

法第九条第一項

(法第十四条第十一項において準用する場合を

又は第三十条第一項の規定による変更後の経

(法第二十四条第十一項において準用

兀 四条第十一項において準用する場合を含む。)及び第二十四条第 を含む。)、第二十一条第一項 十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む 十一項において準用する場合を含む。)又は第三十二条)の規定による報告又は資料の提出 法第十一条第一項 (法第十四条第十一項において準用する場合 (法第二十二条第四項 (法第二十 (法第三

五・六 略

七 法附則第十七条第 項の規定による資本整理等実施要綱の提出

八 法附則第十八条第二項又は第十九条第二項の規定による報告

2 は、 及び厚生労働大臣は、 にその旨を通知しなければならない。 内閣総理大臣 当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事 (第二号から第四号までにあっては、金融庁長官) 労働金庫について次に掲げる処分をしたとき

(略

(略)

四条第十一項において準用する場合を含む。)及び第二十四条第 を含む。)、第二十一条第一項 三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。 法第十一条第一項 一項において準用する場合を含む。)、第三十二条(法第三十 (法第十四条第十一項において準用する場合 (法第二十二条第四項 (法第二十

兀 (略)

法第三十四条の十第三項の規定による認定

第三十四条の十二又は附則第十七条第四項の規定による命令

法第三十四条の十一 第 項の規定による認定

法第三十四条の十三第 一項の規定による認定の取消し

시 비 치 되 法附則第十六条第三項又は第十七条第二項の規定による認定

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 法第五十七条第 一項に規定する政令で定めるものは、 次

に掲げるものとする

一 〈 匹

(略)

五. 法第三十四条の十第 項の規定による実施計 画の受理

六 法第三十四条の十第三項の規定による認定

七 法第三十四条の十三第 一項の規定による認定の取消し

(財務局長等への権限の委任

第三十九条 長官に委任された権限のうち金融機関等 金融庁長官は、 法第五十七条第一項の規定により金融庁 (金融庁長官の指定する金

> 三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。 十一項において準用する場合を含む。)、第三十二条 四条第十一項において準用する場合を含む。)及び第二十四条第 を含む。)、第二十一条第一項 又は附則第十七条第四項の規定による命令 法第十一条第一項 (法第十四条第十一項において準用する場合 (法第二十二条第四項 (法第三十 (法第二十

(略)

兀

(新設)

(新設)

(新設)

五. 法附則第十六条第三項又は第十七条第二項の規定による認定

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限

第三十八条 に掲げるものとする 法第五十七条第 項に規定する政令で定めるものは、

略

(新設) (新設)

(新設

(財務局長等への権限の委任

第三十九条 長官に委任された権限のうち金融機関等 金融庁長官は、 法第五十七条第二項の規定により金融庁 (金融庁長官の指定する金

次

局長) を妨げない。 四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二 地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支 等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長 条第四項の規定による監督上の措置を命ずる権限を、当該金融機関 並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含 第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三 おいて準用する場合を含む。)、第三十四条の十二又は附則第十七 条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。) 十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条 十一条第一項 融機関等を除く。)に対する法第十一条第一項(法第十三条第四項 (法第十四条第十二項において準用する場合を含む。) 並びに第十)、第三十二条(法第三十三条第五項及び第三十四条第七項に に委任する。 (法第二十二条第四項 ただし、 金融庁長官が自らその権限を行うこと (法第二十三条第五項(法第) (当該所在

四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二 管轄区域内にある場合にあっては、 事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局 並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含 第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三 十一条第一項 ただし、 る監督上の措置を命ずる権限を、 おいて準用する場合を含む。)又は附則第十七条第四項の規定によ む。)、第三十二条(法第三十三条第五項及び第三十四条第七項に 条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。) 十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条 融機関等を除く。)に対する法第十一条第一項 (法第十四条第十二項において準用する場合を含む。) 並びに第十 金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。 (法第二十二条第四項 (法第二十三条第五項 (法第) 当該金融機関等の本店又は主たる 福岡財務支局長)に委任する。 (法第十三条第四項

○ 金融機能強化審査会令(平成十六年政令第二百四十一号)

いて処理する。	第二条(金融機能強化審査会の庶務は、金融庁監督局銀行第二課にお(庶務)	改正案
処理する。	第二条 金融機能強化審査会の庶務は、金融庁監督局総務課において(庶務)	現行